

平成 23 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社筑波銀行
代表者名 取締役頭取 木村 興三
(コード番号：8338、東証第一部)
問合せ先 上席執行役員総合企画部長
木城 洋
(Tel. 029-859-8111)

金融機能強化法に基づく国の資本参加の決定及び経営強化計画の策定について

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項に基づき、株式の引受けに係る申込みを行っておりましたが、本日、金融庁において株式の引受けが決定されましたので、お知らせいたします。

当行は、この決定を踏まえ、第四種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行に向けて、下記の通り、法令上必要な手続きを進めてまいります。

また、当行は、金融機能強化法の主旨に則り、この度の東日本大震災において被災されたお客さまや間接的に損害を被ったお客さまに対して十分な金融仲介機能を果たすと共に、地域経済及び中小事業者等の安定的発展に貢献するべく、経営強化計画に盛り込んだ具体的方策を着実に実行してまいります。

記

1. 金融機能強化法に基づく株式の引受けの概要

- (1) 発行総額 35,000 百万円
- (2) 発行株式数 70,000,000 株
- (3) 優先配当年率 預金保険機構が公表する優先配当年率としての資金調達コスト

詳細につきましては、別紙の経営強化計画ダイジェスト版 11 ページ記載の本優先株式の概要をご参照ください。

2. 発行手続きに関する今後の日程

- 本優先株式発行に係る取締役会開催日 平成 23 年 9 月 15 日(木) (予定)
- 本優先株式の払込期日 平成 23 年 9 月 30 日(金) (予定)

3. 「経営強化計画」について

当行は、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に際して、経営強化計画を策定して提出しております。

4. 業績予想について

経営強化計画における「収益の見通し」の記載と平成 23 年 5 月 12 日公表の平成 24 年 3 月期決算短信における連結及び単体業績予想の記載との間で一部見通しの違いがありますが、これは経営強化計画における「収益の見通し」の前提条件を極めて保守的に仮定して策定したことによるものです。従いまして、平成 24 年 3 月期第 2 四半期（累計）及び平成 24 年 3 月期の連結および単体業績予想につきましては、平成 23 年 8 月 5 日に公表いたしましたとおり、概ね順調に進捗しており、当初の業績予想を変更するものではありません。

以上

経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項）

平成23年9月

目次

1. 茨城県の震災における影響 …… 1
2. 信用供与の実施体制の整備 …… 2
3. 被災者への信用供与の状況 …… 4
4. 筑波銀行震災復興支援計画 …… 5
5. 信用供与の円滑化に関する方策 …… 7
6. 事業再生支援の方策 …… 8
7. 復興ソリューションに関する方策 …… 9
8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 …… 10

1. 茨城県の震災における影響

- 平成23年3月11日午後2時46分 マグニチュード9.0
2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)発生
- 津波、液状化現象、東京電力福島第一原子力発電所
事故などが複合的に発生

風評被害

原乳・野菜

茶葉

コウナゴetc.

【茨城県の被災状況】

平成23年6月末現在

人的被害		住宅被害		
死者 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
25名	694名	2,247戸	15,428戸	134,673戸

(出所：茨城県 HP、警察庁 HP)

茨城県の資本
ストック被害推定額

2兆4,760億円

茨城県の製造業の
設備被害推定額

5,300億円

(日本政策投資銀行)



北茨城市(津波)



潮来市(液状化現象)



ひたちなか市(液状化現象)

2. 信用供与の実施体制の整備(1)

- 事業性融資全先訪問による実態把握
 - 平成23年4月から支店長席が改めて全事業性融資先21,534先を訪問～震災の影響をより具体的に把握
- 住宅ローン先全先訪問による実態把握
 - 平成23年4月の1ヶ月間で対象先26,061先を訪問
- 独居老人の安否確認も兼ねた年金振込指定先の全先訪問
 - 年金アシスタントによる全101,857先の訪問
- (情報の共有)支店長⇒ブロック長⇒本部・経営陣
 - 営業支援システム(SFA)に蓄積
- 事業性融資全先訪問をきっかけとした信用供与の実績

【平成23年4月～7月までの融資実績と案件情報】 (単位:件、百万円)

訪問月	融資実行額		実行累計		融資案件		相談案件	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1,264	18,263	1,264	18,263	1,045	24,883	1,013	35,788
5月	1,452	24,382	2,716	42,645	1,125	27,001	1,127	40,662
6月	1,776	28,354	4,492	70,999	1,134	25,584	1,127	40,937
7月	1,566	25,616	6,058	96,615	1,068	26,667	1,066	36,896

※震災関連以外も含めた事業性融資の全実行
件数・金額、案件件数・金額

信用供与の実施体制の整備(2)

- 店舗統廃合による人材の戦略的な再配置
- 合併以降同一地区重複店舗の統廃合を実施
 - 平成23年6月までに18ヶ店実施済
87名の人員を再配置

【平成22年度中の店舗統廃合による人員の再配置実績】

配置部署	再配置の人員	
専担者（法人、住宅ローン等）	12名	営業部門 (64名)
営業店（預かり資産の担当者含む）	52名	
本部（営業部門のバック）	4名	管理部門 (23名)
本部（管理部門）	11名	
出向（経営支援先等）	8名	
合計	87名	

- 平成23年度中に、さらに8ヶ店を予定

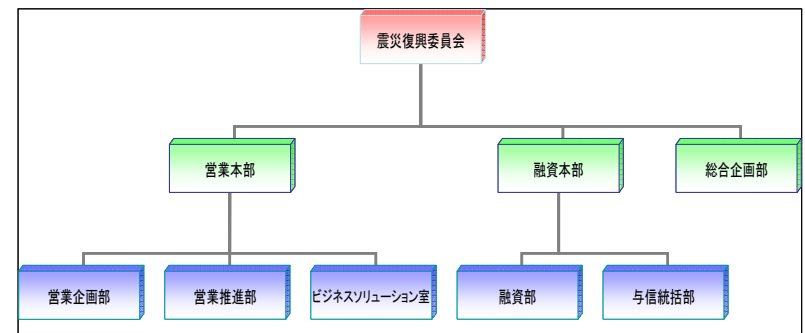
【復興支援策実現のための戦略的な再配置案】 平成23年7月末日現在

再配置先案	既に再配置した人員	今後の再配置予定
復興需要（信用供与）対応のための法人開拓専担者	8名	8名
住宅ローン専担者	—	3名
復興支援ソリューション対応専担者	—	2名
事業再生、企業支援のための専担者	1名	3名
合計	9名	16名

- 本部組織の見直し(平成23年4月1日)
 - 全ブロックに執行役員ブロック長を配置 ~ブロック内の統括力を強化
 - 営業本部内の組織改正~2部1室（ビジネスソリューション室を独立）

➤ 震災復興委員会の設置

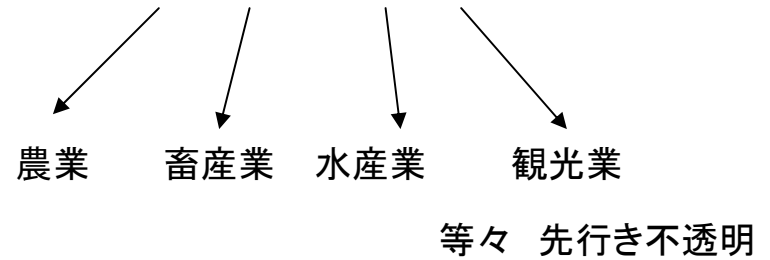
- 震災直後から営業本部長を委員長、融資本部長と総合企画部担当役員を副委員長とする震災復興委員会設置
- 「震災復興 あゆみプロジェクト」の策定による実行・実践
- 実施状況のモニタリングによる検証



3. 被災者への信用供与の状況

- 直接的な被害を受けたお客さまの **総与信残高は1,656億円**
- 平成23年5月末日現在の当行の **総与信残高は1兆4,711億円**
- **当行の総与信残高の11.25%に及ぶ**お客さまが直接的な被害
- その他、災害救助法が適用になった自治体 **39先、1,534億円**
- 二次被害、間接被害の先行き不透明
- ホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳、茶葉、コウナゴなど・・・出荷制限等
- 農畜水産業、観光業などに風評被害が拡大、その影響は計り知れない

二次被害・間接被害



【直接被害の状況】 平成23年5月末日現在

分類	大企業	中堅・中小	個人事業主	住宅ローン	合計
分類別の与信総額	1,538 億円	7,686 億円		3,364 億円	12,588 億円
うち被災先数	60 先	508 先	229 先	2,497 先	3,294 先
被災先の与信総額	441 億円	781 億円	118 億円	316 億円	1,656 億円
比率（金額）	28.67%	11.70%		9.39%	—

➤ 貸出金末残(1兆4,711億円)と上表合計(1兆2,588億円)の差異(2,123億円)は自治体及び住宅ローンを除いた消費者ローンの残高です。

(金額単位:億円)

① 大企業			② 中堅・中小			③ 個人事業		
事務所・工場 (全壊)	先数	7	事務所・工場 (全壊)	先数	10	事務所・工場 (全壊)	先数	4
	金額	36		金額	13		金額	1
事務所・工場 (半壊)	先数	5	事務所・工場 (半壊)	先数	42	事務所・工場 (半壊)	先数	18
	金額	38		金額	29		金額	4
事務所・工場 (一部損壊)	先数	43	事務所・工場 (一部損壊)	先数	348	事務所・工場 (一部損壊)	先数	160
	金額	305		金額	661		金額	104
商品・在庫破損	先数	5	商品・在庫破損	先数	108	商品・在庫破損	先数	47
	金額	62		金額	78		金額	9

【住宅ローン先の被災状況】 平成23年5月末日現在

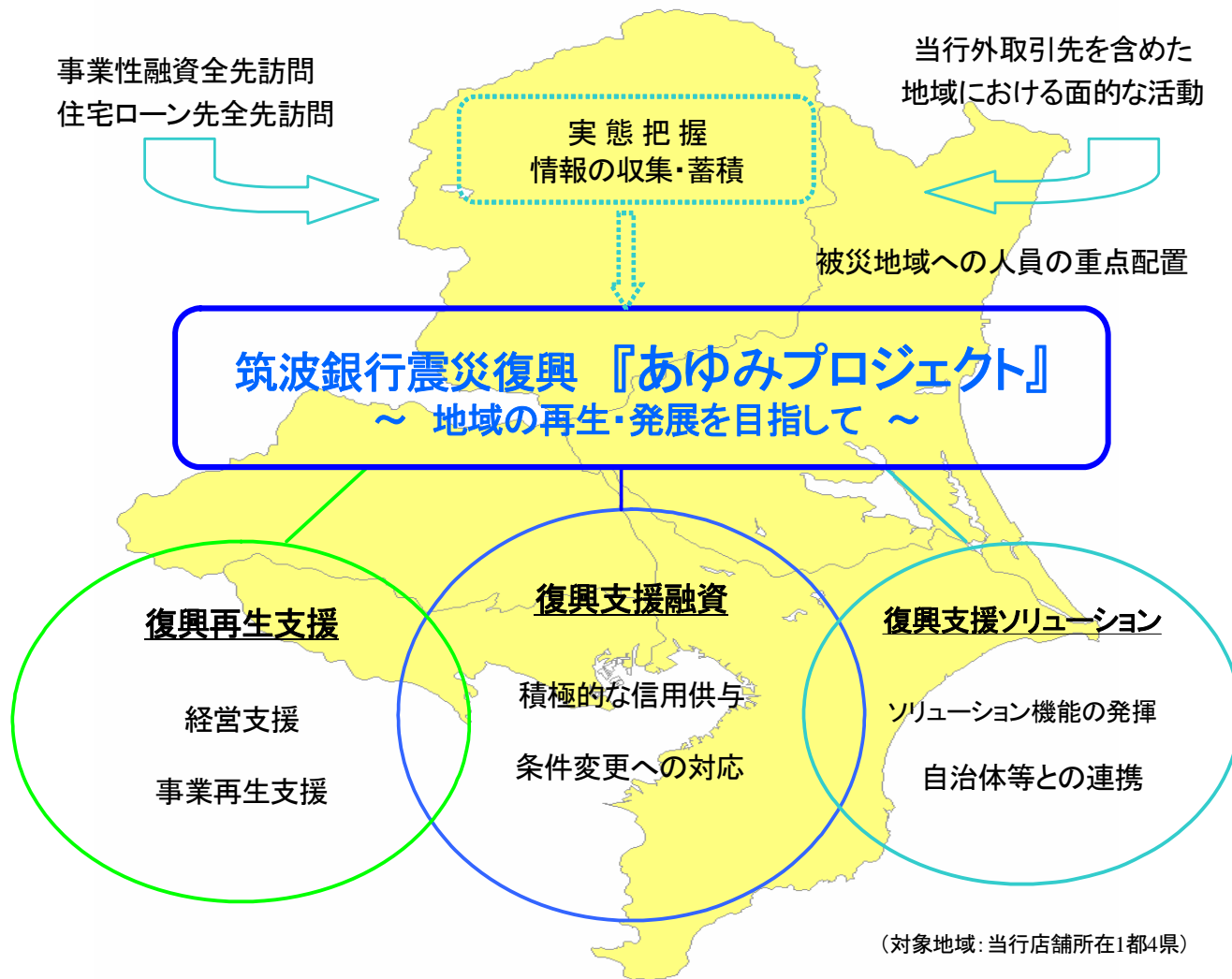
住宅ローン全体	全壊先	半壊先	一部損壊先
26,061 先	55 先	214 先	2,228 先
3,364 億円	9 億円	30 億円	277 億円

一例をあげれば・・・

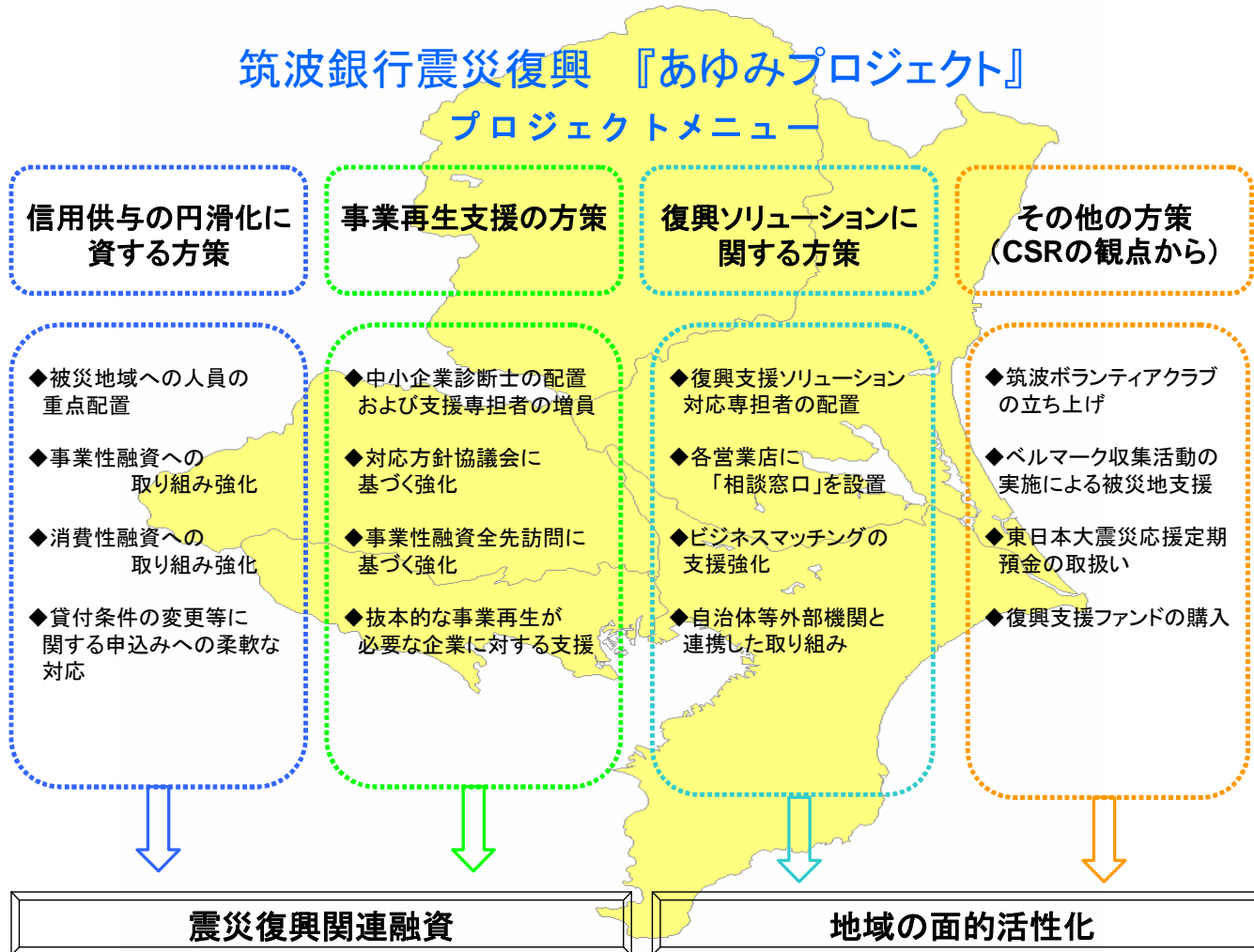
東日本大震災復興緊急保証制度(茨城県信用保証協会)の運転資金の実行実績
 1,173件、153億円(平成23年7月末現在)
 その取引先の**総与信残高は402億円**

《本制度の申込要件》震災発生後1ヶ月間の売上高が前年同期比5%以上減少等

4. 筑波銀行震災復興支援計画(1)



筑波銀行震災復興支援計画(2)



5. 信用供与の円滑化に関する方策

➤ 被災地域への人員の重点配置

➤ 事業性融資への取り組み強化

- 1事業者1億円の、新たな復興支援融資の枠組み
- 茨城県信用保証協会や茨城県農業信用基金協会等の活用
- 県、市町村との連携

【東日本大震災関連融資】

平成23年7月末日現在

	事業性融資	消費性融資	合計
新規実行	2,158件	371件	2,529件
	218億円	4億円	222億円
融資申込受付	148件	25件	173件
	17億円	0.9億円	18億円

➤ 消費性融資への取り組み強化

- 制度融資の商品性見直し
- 「リトライ方式」の導入
- 住宅ローン等保証基準の緩和的措置

➤ 貸付条件の変更等に関する申込みへの柔軟な対応

- 金融相談窓口の設置
- 継続的な全先訪問の実施による的確な実態把握
- 東日本大震災関連条件変更対応実績 521件 146億円
(事業性資金、消費性資金合計 平成23年7月末日現在)

6. 事業再生支援の方策

- 中小企業診断士を配置し、支援専担者の増員による体制強化
- 対応方針協議会に基づく強化
 - 協議会の対象先に被災されたお客さまを加えるなど、対象先拡大
 - 最新の取引先の状況把握を行うため、実施回数増加
- 事業性融資全先訪問に基づく強化
 - 二次被害・間接被害の状況を的確に把握し、経営支援を継続的に実施
 - 「経営改善計画策定システム」を活用した支援とモニタリング
- 抜本的な事業再生が必要な企業に対する支援
 - DDS、DES、債権放棄、DIPファイナンス等を活用しての取り組み
 - 二重債務問題に対し、「産業復興機構」や「私的整理ガイドライン」等を活用した支援

7. 復興ソリューションに関する方策

- 復興支援ソリューション対応専担者を配置
- 各営業店に「相談窓口」を設置し、ビジネスソリューション室と連携した対応を実践

ビジネスマッチングの支援強化

- * 他行と連携した広域のビジネスマッチング
- * 農畜水産業支援を目的とした「食」をテーマとしたビジネスマッチング
- * 不良在庫処分の支援
- * 事業継承・M&Aの支援強化
- * 事業継続計画（BCP）策定支援
- * 「農業経営アドバイザー」の配置による農業分野への支援
- * 茨城県漁業信用基金協会との債務保証契約による水産業分野への支援

自治体等外部機関と連携した取り組み

- * 地公体、公的支援機関との連携
- * 「北茨城市東北地方太平洋沖地震貸付金保証制度」の取扱い
- * 茨城県の観光PRへの積極的な関与
- * 茨城県産品の安全性PRと販売支援
- * 秋田駅前における被災地応援即売会「がんばろう茨城」の企画および参加
- * 当行の懸賞品等への茨城県産品の採用

8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項(1)

(1) 金額の算定根拠

- 平成23年3月末のTier1比率…4.69(単体)
- 平成23年9月末のTier1比率…8.4%程度(国の資本参加350億円受け入れ後)
⇒⇒⇒積極的な震災復興支援を行っていく態勢
- 震災復興に向け、これまで以上に積極的な信用供与および支援を行い、地域経済の面的再生に取り組む
- 震災からの復興支援を長期に亘り継続して行うためには十分な自己資本を維持していく必要あり⇒⇒⇒国の資本参加350億円により、計画期間中においても概ねこれを維持出来る見込み

(2) 当該自己資本の活用方針

- 地域の社会経済及び活力ある地域の再生のため、県や市町村等との連携を密にし、将来を見据えた復興への取り組みを地域金融機関の使命として支援する

【自己資本比率と Tier 1 比率の見込み】

(単位：%)

	23/3 実績	23/9 見込	24/3 計画	25/3 計画	26/3 計画	27/3 計画	28/3 計画
自己資本比率	8.14	11.9程度	10.8程度	10.2程度	10.3程度	10.0程度	10.5程度
Tier 1 比率	4.69	8.4程度	8.4程度	8.0程度	8.2程度	8.5程度	8.7程度

* 自己資本比率は劣後性資本の償還により一時的に低下するものの、平成27年3月期以降は上昇に転じる見込み

協定銀行による株式等の引受け等に係る事項(2)

(3) 発行金額・条件(一部抜粋)

項目	内容
種類	株式会社筑波銀行第四種優先株式
申込期日(払込日)	平成23年9月30日
発行価額	1株あたり500円
非資本組入れ額	1株あたり250円
発行総額	35,000百万円
発行株式数	70百万株
議決権	第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
優先配当年率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
累積・参加条項	非累積・非参加
残余財産の分配	普通株主に先立ち第四種優先株主が有する第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
取得請求権(転換予約権)	第四種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が第四種優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
取得請求期間	平成24年7月1日～平成43年9月30日